

(表)

介護保険負担割合証								
交付年月日								
被 保 險 者	番号							
	住所							
	フリガナ							
	氏名							
生年月日		性別						
利用者負担の割合	適用期間							
割	開始年月日	終了年月日						
割	開始年月日	終了年月日						
保険者番号 並びに保険者 者の名称及 び印	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>5</td></tr> </table>		1	3	1	0	4	5
1	3	1	0	4	5			

←ここから切り取ってください。

<お願い>ご使用の前に、氏名のフリガナ欄に記入してください。

問合せ先<介護保険課>

- 負担割合証の発行について 資格係 03(5273)4597
- 要介護認定について 認定第一係 03(5273)3643
認定第二係 03(5273)4255
- 介護給付について 給付係 03(5273)4176

問合せ先<地域包括ケア推進課>

- 総合事業について 介護予防係 03(5273)4568

- 一　介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 二　介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(住宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。)
- 三　被保険者の資格がなくなったときはこの証の適用期間の終了年月日至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。
- 五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 六　利用時支払額を三割とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

(裏)